

給水装置使用開始届

(あて先) 塩尻市長

次の給水装置について、使用を開始したいので届け出ます。なお、塩尻市水道事業給水条例(昭和44年塩尻市条例第22号)及び塩尻市水道事業給水条例施行規程(昭和44年塩尻市水道事業管理規程第2号)を契約の内容とし、この届出をもってこれに合意します。

※の欄は必ずご記入ください。

受付日 年 月 日

※ 水栓所在	塩尻市			使用開始予定日 年 月 日	
	方書 (アパート名)		部屋番号		
※ 新使用者	住所 (送付先)	<input type="checkbox"/> 水栓所在に同じ 〒 -			
	前住所	(市内転居の方のみ) <input type="checkbox"/> 前住所での口座振替を継続 塩尻市			
	ふりがな		生年月日 (個人名の方)	年 月 日	
	氏名	印			
※ 届出者	住所	<input type="checkbox"/> 水栓所在に同じ <input type="checkbox"/> 新使用者に同じ 〒 -			
	氏名	印	連絡先 電話番号		
所有者	住所				
	氏名				

水栓番号
順路番号
メーター口径 m/m
メーター番号
下水道有無
最終検針日 年 月 日
メーター位置 <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: 30px; height: 30px; margin: 0 auto;"></div>

・この届出書をもって、下水道についても同様の届出をしたものとします。

・管理者(職員、検針員等)による給水装置(水道メーターを含む)の点検による立ち入りは、この届出書をもって同意します。

特記事項	受付	データ処理
	開栓指針	
	前回指針	/ /

水道開栓のお知らせ

お申し込みにより、水道を開栓しました。

水栓番号

開栓検針日	年 月 日
開始時指針	m ³

※料金等のお問い合わせの際には、水栓番号をお知らせください。

※水が出ない場合は、不凍栓や設備内のバルブ等が閉まっていることがあります。管理会社又は所有者の方にご相談ください。

- ・開栓依頼をもって、下水道についても同様の手続きをしました。
- ・開栓依頼をもって、塩尻市水道事業給水条例(昭和44年6月30日条例第22号)及び塩尻市水道事業給水条例施行規程(昭和44年7月28日水道事業管理規程第2号)を契約の内容とし、これに合意したことを確認しました。
- ・開栓依頼をもって、管理者(職員、検針員等)による給水装置(水道メーターを含む)の点検による立ち入りに同意したことを確認しました。
- ・お支払い方法は、口座振替を継続しない場合は納付書となります。口座振替をご希望の方は、金融機関窓口にて手続きしてください。

(お問い合わせ先)

塩尻市水道お客さまセンター

〒 399-0738 塩尻市大門七番町4番3号
TEL 直通 0263-52-0863 代表 0263-52-0280(3514・3515)
FAX 0263-52-0716